

# 宮城県PTA連合会規約

## 第一章 総 則

(名称)

第1条 この会は宮城県PTA連合会と称する。

(事務所)

第2条 この会は事務局を宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目5番1号宮城県青年会館内に置く。

(目的)

第3条 この会は、相互扶助の精神をもってPTA活動を推進するとともに会員の福祉の向上を目指し、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とする。

## 第二章 事 業

(方針)

第4条 この会の事業を推進する上での方針は、次のとおりとする。

- (1) この会は、教育を本旨とする民主団体として不偏不党、自主独立の性格を堅持する。
- (2) この会と目的を同じくする他の団体及び機関の活動に協力する。
- (3) この会を構成する団体及び個人の自主性を尊重する。

(事業)

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 児童生徒の安全や健全育成に関する活動
- (2) 優良PTA及び善行篤行児童生徒の表彰
- (3) PTA活動に関する研究大会及び研修会の開催
- (4) 教育及びPTA活動に関する調査研究及び広報活動
- (5) 児童生徒及び会員の福祉増進にかかわる業務
- (6) 会員相互の互助給付に関する事業
- (7) 関係機関及び団体との連絡提携
- (8) その他、この会の目的達成に必要な事項

## 第三章 組 織 及 び 会 員

(組織及び会員)

第6条 この会は、地区別に組織された小学校及び中学校のPTAの連合体（以下地区別連合体と言う）をもって組織し、会員は次のとおりとする。

- (1) 会 員 宮城県内（仙台市を除く）の小学校及び中学校に通学する生徒、児童の保護者並びに教職員
- (2) 準会員 安全互助事業に限り、宮城県内の幼稚園及び特別支援学校PTA会員で、事業の趣旨に賛同し所定の入会手続をした者

## 第四章 役 員 及 び 職 員

(役員及び資格要件)

第7条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 7名（小・中学校長会代表各1名、母親代表1名、財務担当1名を含む）
- (3) 常任理事 4名
- (4) 理 事 理事定数については別に定める。
- (5) 監 事 3名

2 前項の役員は、第6条第1号で定める会員でなければならない

（役員を選任）

第8条 前条の役員のうち会長、副会長、監事は別に定める役員候補者推薦委員会において推薦し、代議員会の承認を得るものとする。

- 2 常任理事は、理事の中から会長が委嘱する。
- 3 理事は、地区別連合体を代表する者及び会長委嘱の理事をもってあてる。
- 4 常任理事及び理事並びに監事に欠員が生じたときは、理事会において後任者を選任する。

（役員任期）

第9条 役員任期は1年とする。ただし、補欠により選任された役員は前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任を妨げない。ただし、会長、副会長の通算期間は6年を限度とする。
- 3 監事は通算3年を限度とする。

（役員職務）

第10条 会長は、会務を統理し、この会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がこれを代理する。
- 3 副会長のうち、財務担当はこの会の会計をつかさどる。
- 4 常任理事は、各専門委員会の委員長を務める。
- 5 理事は、重要事項について審議するとともに、会の運営にあたる。

（監事職務）

第11条 監事は、この会の業務執行及び財産状況を監査する。

- 2 定期監査は会計年度の中間及び期末について行う。ただし、監事が必要と認める場合は、臨時に監査することができる。
- 3 前項の監査の結果は理事会及び代議員会で報告しなければならない。
- 4 監事は監査の結果、業務執行及び財産状況に是正が必要と認めた場合は、理事会及び代議員会において具申できることとする。
- 5 監事は、業務執行及び財産状況について、この会の規約、規程から大きく逸脱する事実があった場合は、理事会または代議員会に報告しなければならない。
- 6 前項の報告をするため必要があるときは、理事会または代議員会を招集することができる。

（事務局職員）

第12条 この会の事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
- 3 職員の服務及び給与については、別に定める。

## 第五章 顧 問

（顧問）

第13条 この会に顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応じ、会議に出席して意見を述べることができる。顧問は、会長が理事会の承認を得て委嘱する。

## 第六章 会 議

(会議の種別)

第14条 この会の会議は、代議員会、理事会、常任理事会及び正副会長会とする。

(代議員会の種別)

第15条 代議員会は、通常代議員会及び臨時代議員会とする。

(代議員及び定数)

第16条 代議員は、地区別連合体を代表し、この会の重要事項を審議決定する。

2 代議員の定数は、地区別連合体に加入している単位PTA数及び会員数に応じて別に定める。

(代議員会の招集)

第17条 通常代議員会は、毎年1回会計年度終了後3ヶ月以内に理事会の決定を受け、会長が召集する。

2 理事会が必要と認めたときは、会長が召集する。

3 前項によらず4以上の地区別連合体から会議に付すべき事案を示して代議員会の開催要求があったときは、30日以内に会長が臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会の招集は、少なくとも20日以前に、その会議に附議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(代議員会の議長)

第18条 代議員会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。

(代議員会の議決事項)

第19条 代議員会はこの規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) この会の事業計画及び収支予算についての事項
- (2) この会の事業報告及び収支決算、剰余金の処分についての事項
- (3) 負担金に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他この会の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(代議員会の定足数)

第20条 代議員会は、地区別連合体及び代議員の半数以上の出席をもって成立し、議決は、出席代議員の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

(議事録)

第21条 代議員会の議事録は書記が作成し、出席者2名の署名を受ける。

2 代議員会の書記及び議事録署名委員は議長が指名する。

(理事会の構成)

第22条 理事会は会長、副会長、常任理事及び理事をもって構成し、必要に応じて監事並びに顧問を加えることができる。ただし、監事及び顧問は議決に加わることはできない。

(理事会の招集)

第23条 定例の理事会は会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は、4人以上の理事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求があった日から20日以内に臨時理事会を、会長が招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は会長、若しくは会長が指名した者があたる。

(理事会の定足数等)

第24条 理事会は、構成員の半数以上の出席をもって設立し、議決は、出席者の過半数による。可否同数のときは議長が決する。

- 2 理事はやむを得ない事由により理事会を欠席する場合は、所属する地区別連合体において当該理事に準ずる代理者を出席させることとする。
- 3 理事が理事会を欠席する事由が長期にわたる場合は、地区別連合体の定めるところにより後任者を選定し、その事由を付して理事会に報告しなければならない。

(理事会の議決事項)

第25条 理事会はこの規約で定めることのほか、次の事項を議決する。

- (1) 代議員会に附議すべき事項
- (2) 役員を選任についての事項
- (3) 代議員会から付託された事項
- (4) 補正予算についての事項
- (5) 諸規程の制定、変更及び廃止についての事項
- (6) その他この会の運営に必要と認められる事項

(常任理事会及び正副会長会)

第26条 常任理事会及び正副会長会は、会長が招集し、議長には会長、若しくは会長が指名した者があたる。

- 2 常任理事会及び正副会長会は、理事会より付託された事項について審議し施行する。
- 3 常任理事会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。
- 4 正副会長会は、会長、副会長をもって構成する。

## 第七章 委員会

(専門委員会)

第27条 この会に次の委員会を置く。

- (1) 総務財政委員会
  - (2) 調査広報委員会
  - (3) 成人教育委員会
  - (4) 健全育成委員会
- 2 前項の委員会の所掌事項は別に定める。
  - 3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(安全互助事業委員会)

第28条 この会の安全互助事業の運営に関し、推進委員会を置く。

- 2 前項の委員会の所掌事項は別に定める。
- 3 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(特別委員会)

第29条 この会の事業を遂行するために必要のある時は、理事会の議決を経て、特別委員会を置くことができる。

- 2 委員の選出その他委員会の運営に関する事項は、別に定める。

## 第八章 会 計

(会計の種別)

第30条 この会に、宮城県PTA連合会一般会計のほか必要に応じ特別会計を置く。

(一般会計)

第31条 この会の経費は、単位PTAの負担金及び寄付金その他の収入をもってあてる。

2 負担金の算定及び徴収方法については、別に定める。

3 安全互助給付にかかる収支内訳は別に計算書を作成し、この規約で定める必要な会議に提示する。

(特別会計)

第32条 特殊な事業に要する費用は、これを特別会計とし、別に予算を編成することができる。

2 特別予算は、その目的及び予算規模について代議員会の承認を得るとともに、運用については理事会の承認を得て別に定める。

(基金)

第33条 この会の目的達成及び運営に必要があるときは、その基金を置くことができる。

2 必要な基金及びその運用に関する事項は、理事会の承認を得て別に定める。

(補正予算)

第34条 この会の経理は代議員会で議決された予算に基づいて行う。ただし、必要が生じた補正予算は理事会の承認を得なければならない。

(費用弁償)

第35条 この会の役員並びに会議出席者の費用弁償は別に定める。

(会計年度)

第36条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第九章 委 任

第37条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関して必要な事項は規程で定める

### 付 則

(施行期間)

この規約は、昭和23年5月15日から施行する。

(規程内名称)

各規程内において「規約」とあるのは、宮城県PTA連合会規約とする。

各規程内における本会の名称は県P連とする。

### 改 正 沿 革

昭和23年5月15日 制定

平成18年6月3日 改正

平成21年6月6日 改正

平成22年6月5日 改正

平成23年6月4日 改正